（別紙様式2）

別紙 案 ①

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 ： 香川県
農 業 委 員 会 名 ： 観音寺市農業委員会

Ⅰ 農業委員会の状況（平成31年4月1日現在）

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,360	463				2,823
経営耕地面積	1,674	229	76	154		1,903
遊休農地面積	16	4				20
農地台帳面積	2,337	829				3,166

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3067
自給的農家数	1091
販売農家数	1976
主業農家数	413
準主業農家数	377
副業的農家数	1186

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3340
女性	1629
40代以下	324

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	335
基本構想水準到達者	175
認定新規就農者	27
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会　　任期満了年月日　H　年　月　日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	―							
女性	―							
40代以下	―							

新制度に基づく農業委員会　　任期満了年月日　R 4 年 3 月 31 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	―	11
認定農業者に準ずる者	―	
女性	―	1
40代以下	―	3
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	29	29	19

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年4月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2,820　ha	1,245　ha	44.2%　%
課　　題	耕作の利便性が悪い農地（進入路がない、圃場が不整形・狭小）が多く、そういった農地は担い手への貸借に結びつかない。また、集約化が進んでいない。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和元年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
1,370.0　ha	1,319.0　ha	74.0　ha	96.3%　%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	・農地利用最適化推進委員の通年活動として、不作付地の洗い出しを行い、所有者の意向を確認しながら農地中間管理事業の利用を促進する。併せて地区会議で方向性を決定して担い手への集積につなげていく。 ・市ホームページや広報紙、農業委員会だより等を活用し、農地中間管理事業の概要や利用上のメリット、貸付・借受希望者の募集を行う。
活動実績	・農地利用最適化推進委員の通年活動として、不作付地の洗い出しを行い、所有者の意向を確認しながら農地中間管理事業の利用を促進する。併せて地区会議で方向性を決定して担い手への集積につなげた。 ・市ホームページや広報紙、農業委員会だより等を活用し、農地中間管理事業の概要や利用上のメリット、貸付・借受希望者の募集を行った。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	集積面積は昨年より74haほど増加したが、目標数値が過大であった。
活動に対する評価	広報紙や貸借終了時において農地機構への勧奨を行う事などにより、農業者の認知度が向上し、機構登録者が増加した。また、農業委員・推進委員の活動及び農地情報提供により、新規集積面積が増加した。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	28年度新規参入者数	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数
	0　経営体	6　経営体	6　経営体
	28年度新規参入者が取得した農地面積	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.0　ha	8.6　ha	3.3　ha
課　題	青年等就農資金や補助事業により、資本整備を図る新規認定就農者の参入があるが、技術面や雇用等の支援が必要となっている。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和元年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
5　経営体	3　経営体	60.0%　%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
－　ha	2.2　ha	#VALUE!　%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	関係機関と連携して就農支援制度の周知を図り、相談があった際には、きめ細かな就農の支援・指導に取り組む。
活動実績	関係機関と連携して就農支援制度の周知を図り、就農相談等の際にには支援機関が情報の共有化を図ることにより、就農支援に努めた。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	青年等就農資金等の支援により3人の自営就農者が誕生したが、目標数値が過大であった。
活動に対する評価	新規参入者に対する農地の紹介及び手続き等の支援を行った。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年4月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	2,843　　ha	20.1　　ha	0.7%　　%
課　　題	耕作の利便性や生産性の低い遊休農地は、荒廃化が一時的に解消されても担い手へと結びつかない。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和元年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
3.0　　ha	−1.1　　ha	−36.7%　　%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	52人		7月～8月	7月～9月
		調査方法	農地利用最適化推進委員が中心となり、農業委員と事務局職員の3人一組、市内全域を班編成により実施する。		
	農地の利用意向調査	調査実施時期：　9月～11月			
	その他の活動	農地利用最適化推進委員が農業委員と連消して、遊休農地所有者に対する個別訪問指導を行う。併せて地区会議で方向性を決定して担い手への集積につなげていく。市農林水産課と連携して、荒廃農地等利活用交付金事業の活用を図る。 市ホームページや広報紙、農業委員会だよりを活用し、農地の適正管理を呼び掛ける。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		52　　人		7月～8月	8月～9月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　12月		調査結果取りまとめ時期	12月
		第32条第1項第1号		第32条第1項第2号	第33条
		調査数：101筆		調査数：　　筆	調査数：　　筆
		調査面積：4.51ha		調査面積：　　ha	調査面積：　　ha
	その他の活動				

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	荒廃農地指導要領により、農地利用最適化推進委員及び農業委員が連携して荒廃農地の解消のための個別指導を行った。しかしながら、新たな荒廃農地の発見等があったため、遊休農地面積は前年度からの増減はなかった。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員及び農業委員が相互に協力を図りながら、継続的な個別指導により、荒廃化していた農地について一部解消することができた。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （平成31年4月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	2,823　　ha	0.0　　ha
課　　題	申請を受理する際に、違反転用の解消（追認申請の指導）に努めているが、自己所有地であるため法律に違反しているという認識がない方が大半を占めている。また、申請者には、申請が必要な案件と届出で足りる案件の区別が付いていない。さらに、過去に転用申請を受け、転用を完了したものの地目を変更していないため、違反転用か否かが分かりにくい状況にある。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和元年度実績

実　　績①	増減（B−①）
0.0　　ha	0.0　　ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	市広報紙11月号、市ホームページ、令和2年1月発行予定の農業委員会だより及び年間を通して香川県農業会議が作成する転用許可済看板の現場掲示及び同リーフレットを活用して啓発活動を継続していく。また、固定資産台帳と農地台帳の突合（5月実施）において、アンマッチ地目等を抽出し、一筆毎に確認及び無断転用の解消指導を行う。また、利用状況調査時においても、無断転用農地の把握に努める。
活動実績	市広報紙11月号、市ホームページ、農業委員会だより及び年間を通して香川県農業会議が作成する転用許可済看板の現場掲示やリーフレットの配布等による啓発活動を継続した。また、固定資産台帳と農地台帳の突合（5月実施）において、アンマッチ地目等を抽出・状況を把握し、無断転用の解消指導を行った。
活動に対する評価	無断転用である認識がまだまだ不足しているため、農地については農地法の制限により税制面の優遇措置がなされていること等、啓発活動を行う必要がある。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　　69　件、うち許可　　69　　件及び不許可　　件）

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請地が農地法の定義する農地であるか現地確認をしている。また、無断転用地や荒廃農地の有無、世帯状況など許可基準に合致しているか確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	定例会において審議し、許可している。			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0　件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0　件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録を市ホームページに掲載している。また、窓口でも閲覧可としている。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から　15日	処理期間（平均）	15日
	是正措置				

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　　144　　件）

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	書類審査及び事務局職員による現地確認を行っている。また、2,000㎡を超える案件は定例会開催前に農業委員及び事務局職員全員で現地確認している。			
	是正措置	農業委員の担当地区の案件一覧を配布し、現地の確認を容易に行えるようにした。その結果を定例会において説明等してもらっている。			
総会等での審議	実施状況	毎月20日頃に開催する定例会で審議している。			
	是正措置	－			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を市ホームページに掲載している。また、窓口でも閲覧可としている。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から　15　日	処理期間（平均）	15　日
	是正措置				

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>27　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>22　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>5　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>5　法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2">報告義務の怠慢</td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2">定期的に提出勧奨する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0　法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　1011　件</td><td>公表時期
令和2年1月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：市ホームページ及び農業委員会だよりに掲載し、窓口でも配布している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　1,060　件</td><td>取りまとめ時期
令和2年3月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：議事録を市ホームページに掲載し、窓口でも閲覧可としている。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　2,823　ha</td></tr>
<tr><td>データ更新：</td><td>農家台帳システムについて、基本情報の整備として年1回5月に住民基本台帳（年2回）及び固定資産台帳とのシステム連携により更新している。農地の権利移動や転用等の情報は随時更新している。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表：</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 遊休農地所有者に対して、草刈り・防除等の管理について指導だけでなく、耕作が継続されるよう指導に取り組んでいただきたい。 〈対処内容〉 農地利用最適化推進委員及び農業委員の連携による戸別訪問指導や農地機構への情報提供している。

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 　相続時等における無断転用判明時の無断転用解消の制限緩和をしてほしい。 〈対処内容〉 　許可基準を示して制度を理解してもらい、農地復元が困難な場合は、処分する計画を固めて申請いただくよう指導している。

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　3　件

提出先及び提出した意見の概要	・耕作放棄地土地所有者に対する罰則強化。 ・耕作放棄地の除草作業の補助金制度の創設。 ・新規参入者が増加につながる補償制度の充実。

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している